

「【貸借対照表】減価償却の取扱い」に係る検討

29. 簡便法と取替法

○「中間とりまとめ」における記述

・特に道路等のインフラ資産については、超長期にわたる継続的な行政サービスの提供（運用・管理）が前提となり、対象範囲が広く、数量・金額も多い中で財務書類全体に与える影響も大きいが、既存の法定台帳等には固定資産台帳を整備するのに必要な情報が必ずしも網羅されているとは言えない状況である。このため、普及促進の観点から、インフラ資産については簡便的な方法についての工夫や配慮を検討すべきである。

○課題・論点

1. インフラ資産の定義（参考）

インフラ資産の定義は、各種基準等の対象範囲により共通の定義はないが、その性質については、IPSAS 第 17 号第 21 項に挙げられたもので代表させることができる。すなわち、インフラ資産においては普遍的に受け入れられた定義はないが、(a)システム又はネットワークの一部である、(b)性質が特殊のものであり、代替的利用ができない、(c)移動させることができない、及び(d)処分に関して制約を受ける、といった特徴の一部又はすべてを有しているとされており、例として、道路ネットワーク、下水処理システム、水道及び電力供給システム、通信ネットワークなどが挙げられる。

わが国においては、インフラ資産とは「道路、河川、上下水道、港湾等の社会経済活動の基盤施設を構成する公共財である。長期間にわたる効用をもち、かつ、全国的なネットワーク性をもつたため、半永久的維持が義務づけられる資産であり、また、政府・地方公共団体により、計画から維持管理まで長期間の適切な管理が必要とされているものである」と定義することができるだろう。

2. 道路資産の減価償却と取替法

① 減価償却

減価償却は、原則的には、耐用年数が異なる区分ごとに分離して減価償却を実施する。例えば、道路資産において、5年ごとに舗装部分、30年ごとに基礎部分の更新が必要と考えられる場合、道路建設費用のうち、5年後の舗装部分の更新見積相当額及び30年後の基礎部分の更新見積相当額を取得原価とし、残額は恒久的に減価しない部分と想定してそれぞれの耐用年数に応じて減価償却することになる。

減価償却可能額は、規則的な方法でその耐用年数にわたって配分する。適用する減価償却方法は、当該資産の将来の経済的便益又はサービス提供能力が主体によって消費されると期待されるパターンを反映する。

各期間の減価償却費は、行政コスト計算書に認識する。

しかしながら、実務的には道路台帳の整備が進んでいないことや道路資産の構成部分ごとの把握が困難なことがある。

そこで、簡便的な減価償却の方法として、道路資産を一体として総合償却するような簡便的な償却方法も認めるべきであろう。

減価償却の代替として、取替法（注：法人税法の取替法とは異なる。英国の更新会計、米国州・地方政府会計（GASB）の修正アプローチに近い概念）の採用を認めることが有用であろう。

② 取替法（英国政府会計の更新会計、米国政府会計の修正アプローチ）

地下鉄、下水道及び道路のようにシステム又はネットワークの一部を構成し、一体となって機能する資産の中には、適切な維持管理を行うことにより、設定された耐用年数を超えて使用され続ける資産があり、そのような資産について耐用年数で減価償却を適用することは適切ではない場合がある。

そのような特性を考慮して、通常の減価償却の代替方法として、取替法（英国政府の更新会計、米国政府の修正アプローチ）の採用を認める。

英国の政府会計では、更新会計は減価償却の代替方法とされている。

更新会計とは、①類似の性質の一群の資産を、単一の資産として取り扱う、②全体的なサービス提供能力が維持されるという条件で、更新支出を費用化し減価償却費は計上しない、③ネットワーク又はシステムのサービス提供能力を高める追加支出は資産化される、という手法である。

更新会計を適用する場合は、更新支出と資産の消耗実績に重要な差異がないかを常に確かめ、住民に対して説明責任を果たすことが重要であり、消耗実績の精緻な管理が網羅的・継続的に実施されていることが前提であることに留意が必要である。更新会計を適用するかどうかは、更新支出と、年度内におけるネットワークの消耗実績との間に重要な差異があるかどうかによる。更新支出とネットワークの消耗実績との間に重要な差異がある場合は、資産の繰越評価額はそれに応じて調整されなければならない。

米国政府会計 GASB 第 34 号の修正アプローチでは、修正アプローチが適用されたインフラ資産は減価償却されない。修正アプローチが適用されないインフラ資産は減価償却が行われ、償却累計額を控除した形で報告される。

インフラ資産の修正アプローチ適用要件は、政府が次のような資産管理システムを使用し、適格なインフラ資産管理をしていることである。

- 適格なインフラ資産の最新のリストがある。

- ・ 適格なインフラ資産の状況評価を行い、測定手段を使い、結果を記述している。
- ・ 適格なインフラ資産について、政府によって確立され、開示された状態に保ち、維持するための年間の維持費、保存費を見積もることができる。
- ・ 政府は適格なインフラ資産が政府によって確立され、開示された状態（又はそれ以上の状態）で整備されていることを文書化している。適格なインフラ資産が要件を満たしており、償却されていない場合、資産に係る支出はすべて発生した期間に費用計上される（追加及び改善は除く。）。適格なインフラ資産に対する追加や改善は資産計上されるべきである。追加や改善は、資産の耐用年数を維持するというより、インフラ資産の容量又は効率を上げるものである。

○論点整理の考え方

インフラ資産のうち、道路資産については、減価償却と取替法の選択適用を認める。

減価償却を採用する場合は、原則的には、耐用年数が異なる区分ごとに分離して減価償却を実施する。しかしながら、実務的には道路台帳の整備が進んでいないことや道路資産の構成部分ごとの把握が困難な場合もあることから、簡便的な減価償却として、道路資産を一体として総合償却するような償却方法も認める必要があるだろう。

取替法を適用する場合は、更新支出と資産の消耗実績に重要な差異がないかを常に確かめ、住民に対して説明責任を果たすことが重要であり、消耗実績の精緻な管理が網羅的・継続的に実施されていることが前提であることに留意が必要である。更新支出とネットワークの消耗実績との間に重要な差異がある場合は、資産の繰越評価額はそれに応じて調整（減損）されなければならない。

取替法を採用した場合の注記内容は今後の検討課題とする。

○基準案

インフラ資産のうち道路資産については、減価償却と取替法の選択適用を認める。

減価償却を採用する場合は、原則的には、耐用年数が異なる区分ごとに分離して減価償却を実施する。しかしながら、実務的には道路台帳の整備が進んでいないことや道路資産の構成部分ごとの把握が困難な場合もあることから、簡便的な減価償却の方法として、道路資産を一体として総合償却するような償却方法も認める。

本基準案における取替法とは、減価償却に代替する方法であり、①類似の性質の一群の資産を、単一の資産として取り扱う、②全体的なサービス提供能力が維持されるという条件で、維持更新支出を費用化し減価償却費は計上しない、③ネットワーク又はシステムのサービス提供能力を高める追加支出は資産化される、という手法である。

取替法を適用する場合は、更新支出と資産の消耗実績に重要な差異がないかを常に確かめ、住民に対して説明責任を果たすことが重要であり、消耗実績の精緻な管理が網羅的・継続的に実施されていることが前提であることに留意が必要である。更新支出とネットワ

一クの消耗実績との間に重要な差異がある場合は、資産の繰越評価額はそれに応じて調整（減損）されなければならない。

○留意点

- ・道路資産の取替法の適用には、地方公共団体が適格なインフラ資産管理をしていることを説明することが必要であるが、その開示事項については、今後の検討課題とする。